No.103「衣服 Version3.1」、No.104「家庭用繊維製品 Version3.1」、No.105「工業用繊維製品 Version3.0」の部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

「衣服 Version3.0」、「家庭用繊維製品 Version3.0」および「工業用繊維製品 Version3.0」では、グリーン購入法の環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成 27 年 2 月 3 日変更閣議決定)の判断の基準に対して上位基準となるよう整合性に留意して、新たに植物由来合成繊維の基準を導入した。今回、同基本方針の平成 28 年 2 月 2 日変更閣議決定により、植物由来合成繊維に関連した変更が行われ、生分解性の扱いとバイオベース合成ポリマー含有率について、エコマーク認定基準との乖離が生じたため、同基本方針との整合を図るべく改定を行う。

2. 改定箇所(下線部分を追加、見え消し部分を削除)

<No.103~105 共通>

3. 用語の定義

植物由来合成 植物由来プラスチックを原料とする合成繊維。本類型において 繊維 は、非生分解性の合成繊維を対象とする。

4-1-1.主環境要件に関する基準と証明方法

(3) 製品は、使用後に適法に引き取られ、再使用(リユース)またはリサイクルされるものであり、以下の①および②を満たすこと。また、任意事項として③を満たすこと。

(略)

③ (任意事項) 製品総質量 (繊維部分質量) に占める、4-1-1.(1)表1に規定する未利 用繊維、リサイクル繊維<u>の質量割合が10%以上</u>、または(2)に規定する<u>バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上かつ</u>植物由来合成繊維の質量割合が10%以上であること。

(No.104 のみ) ただし、ニードルパンチカーペットについては、製品全体の繊維部分質量に樹脂部分並びに無機質などを加えた総質量に占める質量割合が 10%以上 (バイオベース合成ポリマー含有率は 4%以上) であること。

3. 改定日: 2016年4月1日

以上